

平成 20 年度事業計画（案）

薬剤師認定制度認証機構

1 . 法人移行に関する予定

平成 20 年 12 月 1 日の新法施行と同時に、中間法人は廃止され、当法人は自動的に一般社団・財団法人法に基づく一般社団法人に移行する。移行後速やかに一般社団法人としての登記を行なう。その際の登記内容は、公益認定の申請に適合するものとする必要がある。

2 . 会議開催の予定

1) 社員総会、理事会

(中間法人法の規定に基づくもの)

平成 20 年 6 月 18 日 (水) : 平成 19 年度事業報告、収支決算
新法人名称、事業、機関設計の確認

平成 20 年 10 月下旬 : 新法人定款、諸規程 (停止条件つき)
新制度に基づく役員選出 (停止条件つき)

(一般社団・財団法人法に基づくもの)

平成 21 年 3 月中旬 : 平成 21 年度事業計画、収支予算
公益認定申請用資料の確認

(認証審議)

必要に応じて開催 : 認証申請の評価結果に関する審議

2) 平成 20 年度薬剤師認定制度委員連絡会 (定例)

平成 20 年 12 月初旬を予定

3) 第 2 回認証プロバイダー研究集会 (仮称)

平成 21 年 2 月を予定

3 . 新法人への移行準備に関わる諸規程、定款等の整備

4 . 薬剤師生涯研修・認定制度の育成・支援ならびに評価・認証

生涯研修認定制度を立案中の団体に対して、認証取得に必要な条件、基準等について説明し支援を行ない、生涯研修認定制度の充実・整備を図る。

提出された生涯研修認定制度等の認証申請を、薬剤師認定制度委員に付託して評価し、基準に適合するものを認証する。

5 . ホームページ等、広報の充実

これまでの評価・認証の過程で提起された多くの問題点について、認証機構の役割と目的に基づく解説等を整理し、随時ホームページ等を通じて広報し、評価・認証について理解を求め普及を図る。